

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：地方公共団体)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	22,688	22,688	—	0.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	22,688	22,688	—	0.0

(注1) 額については、令和8年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和7年度計画額及び令和8年度要求額は、令和7年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和8年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）における財政融資資金の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和7年度当初計画額は22,699億円である。

(注2) このほか、地方公共団体金融機構に関して、政府保証（4年）を要求。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	391,386	393,194	△1,808	△0.5
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	391,386	393,194	△1,808	△0.5

※ 計数は、一定の仮定に基づく推計値である。

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	90,903	90,903	—

(注) 令和7年度計画額及び令和8年度要求額は、令和7年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和8年度の「通常収支分」に係る地方債計画(案)それぞれの総額であり、「東日本大震災分」を加えた令和7年度当初計画額は90,918億円である。

資金計画

(単位：億円)

資金計画

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		90,903	90,903	—
(財源)	財政投融资	22,688	22,688	—
	財政融資	22,688	22,688	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	68,215	68,215	—
	地方公共団体金融機構	16,073	16,073	—
	市場公募	32,600	32,600	—
	銀行等引受	19,542	19,542	—

(注) 額については、令和8年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和7年度計画額及び令和8年度要求額は、令和7年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和8年度の「通常収支分」に係る地方債計画(案)の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和7年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は90,918億円及び22,699億円である。

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：地方公共団体)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

1～4について

地方公共団体は、国の経済・財政対策や国の予算等と整合的に作成される地方財政計画等を踏まえ、道路、河川、上下水道などの社会資本整備等を行っており、国の取り組みと歩調を合わせ、官民の適切な役割分担を図っているものである。

事業の実施に当たっては、地方自治法等の関係法令に基づき、地方議会の議決等の民主的な手続により意思決定がなされている。地方債は、地方公共団体が上記のような社会資本整備等を進めるために欠くことのできない重要な財源であり、特に、

イ 災害復旧事業、国が実施方針を定めている公共事業、国が地方公共団体の規模等にかかわらず実施を義務付けている義務教育施設の整備事業など、国の政策と密接な関係のある事業や地方交付税総額の不足に伴う補填措置である臨時財政対策債については、国の責任として公的資金を確保する必要があること、

ロ 民間資金だけでは施設の耐用年数に見合った長期でかつ低利の資金調達に限界があること、

ハ 地方公共団体間の資金調達能力の差を踏まえた資金を供給する必要があること、等から、地方債の原資として一定量の公的資金が必要である。

なお、地方公共団体が発行する地方債は、今後とも確実に償還されるものである。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

令和7年度の地方債計画の策定に当たっては、各事業の実施状況等を踏まえた上で、その所要額を確保したところであり、これにより、地方公共団体は社会資本整備等を円滑に実施しているところである。

令和8年度においても「通常収支分」に係る地方債計画（案）においては、各事業の実施状況等を踏まえて策定された令和7年度計画を勘案して、必要な公的資金について計上している。

(参考：過去３か年の財政投融资の運用残額)

	4 年度	5 年度	6 年度
運用残額	5,009 億円	5,039 億円	6,188 億円
運用残率	8.6 %	8.6 %	10.3 %

(注) 「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：地方公共団体)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

(2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(4) 戦略的な社会資本整備の推進

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」

VIII. 地方経済の高度化

3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保

(4) 広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速

4. 福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興

などの施策を推進するため、財政融資資金を活用し、道路、河川、上下水道等の社会資本整備等を行う。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：地方公共団体）

1. 各府省庁の政策評価の結果
2. 政策評価結果の要求への反映状況

1～2について

地方公共団体は、政策目標の実現のため、地方財政計画等を踏まえ、国庫補助事業や地域の実情に即した地方単独事業の実施等により、道路、河川、上下水道などの社会資本整備を行っており、国と同様に公共投資等の実施主体である。

財政融資資金については、

- ① 災害復旧事業、国が実施方針を定めている公共事業、国が地方公共団体の規模等にかかわらず実施を義務付けている義務教育施設の整備事業など、国の政策と密接な関係のある事業や地方交付税総額の不足に伴う補填措置である臨時財政対策債については、国の責任として公的資金を確保する必要があること、
- ② 民間資金だけでは施設の耐用年数に見合った長期でかつ低利の資金調達に限界があること、
- ③ 地方公共団体間の資金調達能力の差を踏まえた資金を供給する必要があること、

等から、地方公共団体が上記のような社会資本整備等を進めるために欠くことのできない重要な資金となっている。

そのため、令和8年度においても財政投融资を要求している。

なお、総務省は、地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方公共団体における公共施設等のマネジメントの推進等により地方財政の健全化を推進しており、引き続き適切に対応していく。